

行田版 ケイタイ・スマホ 家庭の約束

- ◎子どもに携帯電話やスマートフォンをどうしても持たせる場合は、必ず家庭の約束を決めましょう。
- ◎次の約束は、行田市教育委員会が多くの団体に協力を依頼し、作成したものです。
- ◎これを参考に、各家庭で話し合っ、大切な子供たちを守るルールを決めましょう。
- ※ ・()には、各家庭独自で決めたルールを入れましょう。

行田市小中学校生徒指導強化推進委員会
 行田地区学校警察連絡協議会
 行田市PTA連合会
 行田市校長会・行田市教頭会
 行田市教育委員会

| | |
|---|--|
| 時間の管理 ・午後9時以降は使用しません ・学習中や食事中は使用しません ・() | 場所の管理 ・使わない時は保護者の見える所に保管します ・学校には持っていきません ・() |
| 家庭の約束 ・約束が守れなかったら()します | |
| 被害者にならないために ・困った時は必ず相談します ・フィルタリング・パスワードは保護者が管理します ・() | 加害者にならないために ・他人の悪口は書きません ・個人情報や写真を公開しません ・() |

▶問い合わせ 学校教育課学校教育改革・指導担当 ☎556—8316

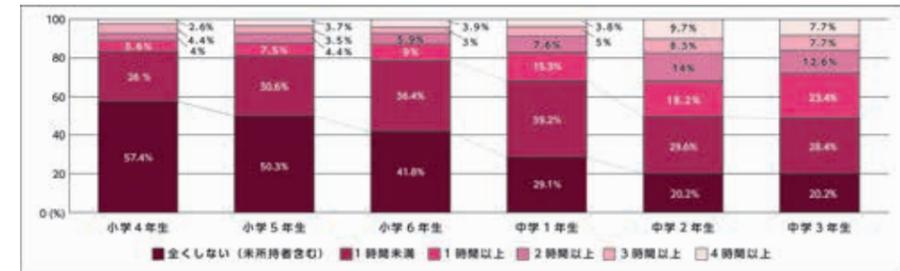
「行田版 ケイタイ・スマホ 家庭の約束」を策定しました

行田市教育委員会では、携帯電話やスマートフォンを上手に使うための対策として、携帯電話やスマートフォンの「家庭での約束づくり」を推進しています。次の「行田版 ケイタイ・スマホ 家庭の約束」は、行田の宝である子供たちの健全育成を願って、行田市小中学校生徒指導強化推進委員会、行田地区学校警察連絡協議会、行田市PTA連合会、行田市校長会、行田市教頭会で審議し策定しました。今後、児童生徒の保護者には、PTA会長ならびに学校長から「家庭での約束づくり」のお願いをする予定です。

「行田版 ケイタイ・スマホ 家庭の約束」策定の背景

携帯電話やスマートフォンは、便利な反面、多くの負の側面も持っています。例えば、無料通信アプリでの無視やグループはずし、誹謗中傷、画像や動画の拡散など…。児童生徒が被害者になるばかりでなく、加害者になる可能性もあります。しかし、家庭で約束を決めて使用している割合は、決して高いとはいえません。子どもが携帯電話やスマートフォンを使用する際のルールや約束事は、各家庭できちんと話し合っ決めておく必要があります。

現状 平成27年度埼玉県学力・学習状況調査、全国学力・学習状況調査、他の都道府県教育委員会の調査、警察庁の調査より
 (1)本市児童生徒の月～金曜日における、携帯電話やスマートフォンでの通話やメール、インターネットの1日の使用時間



学年が上がるにつれて、「全く使用しない(未所持者含む)」の割合が少なくなり、「1時間以上使用している」の割合が高くなっている。

(2)本市児童生徒の携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをすることについて、家の人と約束を決めている割合



- 家庭の約束を決めている割合が高くない状況にある。
- (3) SNSによるトラブルの状況…年齢が上がるとトラブルが増加している(誹謗中傷や仲間外れが多くなっている)。
 - (4) 出会い系サイトやコミュニティサイトに起因する犯罪に巻き込まれる状況
 …被害児童生徒の数は、年々増加している。※被害児童生徒のほとんどがフィルタリングを利用していない。
 - (5) スマートフォンなどの使用時間と学力、健康との関係
 …携帯電話やスマートフォンなどを長時間使用している児童生徒は、
 - ・学力・学習状況調査の正答率が低い。
 - ・就寝時間が遅く「自分のことが好き」と回答する割合が低く、「何でもないことにイライラすることがある」の割合が高い。
 - ・「目が悪くなった、睡眠不足になった、夜なかなか眠れなくなった」と答えた割合が高い。

「行田版 ケイタイ・スマホ 家庭の約束」を通して、身に付けさせたいルールやマナー

- ・「時間の管理」を通して、健康な生活習慣や携帯電話やスマートフォンを利用するときのマナーが身に付きます。
- ・「場所の管理」を通して、保護者が責任を持って管理できる環境をつくることができます。
- ・「被害者にならないために」を通して、いじめや人間関係のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするための力が身に付きます。
- ・「加害者にならないために」を通して、いじめや人間関係のトラブルや犯罪の加害者とならない力が身に付きます。
- ・「家庭の約束」を通して、家族や社会の一員としての自覚が深まり、ルールを大切にする児童生徒を育てることができます。

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第4納期限 2月29日(月)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった方は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課業務担当 ☎564—0303(前谷1—1・水道庁舎内)

行田市さわやか相談員を募集します

- ▶勤務時間 1日6時間、年間90日～160日以内(予定)
- ▶勤務場所 市内中学校
- ▶活動内容 スクールカウンセラーや学校職員と連携した、生徒への相談・援助活動。また、いじめや不登校をはじめとする諸問題の解決に向けた、学校・家庭・地域との連携を深める活動の支援
- ▶応募要件 平成28年4月1日現在、満22歳以上で学校教育に理解があり、子どもとの触れ合いや悩みの相談に親身になって応じる意欲のある方
- ▶募集人数 若干名
- ▶賃金 時給1,000円(予定)
- ▶選考方法 書類審査および面接(2月下旬～3月中旬)
- ▶申し込み 2月1日(月)から学校教育課で配布する応募書類(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、2月10日(水)～22日(月)に本人が同課に持参してください。
- ▶問い合わせ 同課指導担当 ☎556—8316

